

令和 年 月 日議決・専決

令和 7年 4月 1日施行

令和 7年 3月 31日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町要綱第21号

佐用町住民主体による通所型サービス補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町住民主体による通所型サービス補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに  
公布する。

令和 7年 3月 31日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町要綱第21号

佐用町住民主体による通所型サービス補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町住民主体による通所型サービス補助金交付要綱（令和6年佐用町要綱第6号）の一部を次のように改正する。

第12条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

（決定の取消し）

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金を指定された用途以外の目的に使用したとき。
- （2） 補助金の交付決定の内容又は、これに付した条件に違反したとき。
- （3） 法令等に違反して事業を実施したとき。
- （4） この要綱に基づく申請、報告等に偽りがあったとき。

（補助金の返還）

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、住民主体による通所サービス補助金返還命令書（様式第9号）により期限を定め、補助実施団体に対して、その返還を命ずるものとする。

2 町長は、第9条の規定により補助実施団体に交付すべき住民主体による通所型サービス補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、住民主体による通所型サービス補助金返還命令書（様式第9号）により期限を定め、補助実施団体に対して、その超えた額の返還を命ずるものとする。

3 返還命令を受けた補助実施団体は、決められた期限までに、返還金を納付しなければならない。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

区分		要件	金額
補助基本額			月額6,000円
加算額	登録人数加算	10人まで	月額3,000円
		11人から19人まで	月額5,000円
		20人以上	月額7,000円
	立ち上げ加算	サービス開始初年度に準備費用を要する場合	

		(事業所開始年度 1 回限り)	
		10人まで	年額40,000円
		11人から19人まで	年額60,000円
		20人以上	年額80,000円

様式第8号の次に次の1様式を加える。

様式第9号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

佐用町長

住民主体による通所型サービス補助金返還命令書

年 月 日付で交付した住民主体による通所型サービス補助金について、次のとおり返還を命じます。

- 1 返還金額 金 円
- 2 交付した金額 金 円
- 3 交付年月日 年 月 日
- 4 返還期限 年 月 日まで
- 5 返還理由

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。